

第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）についての意見募集結果

令和5年（2023年）3月3日

第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民等の皆様から御意見を募集したところ、2団体及び2人から、延べ6件の御意見が寄せられました。

御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p><b>【現状認識】</b></p> <p>国際疾病分類は正式名称である「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」を用いるべきである。厚生労働省は現時点で「ゲーム障害」を疾病としておらず、略称を用いることで、ゲーム障害が疾病の一部であるとの誤認を与える可能性があるため、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」を用いるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、案を一部修正しました。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p><b>【現状認識】</b></p> <p>WHOのICD-11の定義において、「ゲーム障害」の定義に課金などの要素は含まれておらず、誤解を招かないように文章を修正すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、案を一部修正しました。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p><b>【現状認識】</b></p> <p>ICD-11における「ギャンブル障害」と「ゲーム障害」は別の判断基準によって厳密に分類されており、「ゲーム障害」は明確な科学的裏付けが存在していないことが厚労省答弁でも明らかである点から、より慎重に「ゲーム障害」という言葉を用いるべきである。</p>	<p>WHOのICD-11（2019年5月年次総会承認、2022年1月正式発効）で「ゲーム障害」が新たに疾患として追加されていることから、本計画でも使用しております。</p> <p>また、オンラインによるギャンブル、ゲームについては、それらののめり込みから経済問題につながることもあり、そのプロセスや関連する問題に似たところがあるため、現状認識で記載しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、案を一部修正しました。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

<p><b>【現状認識】</b></p> <p>公営ギャンブルとパチンコ依存症対策に、ゲーム障害など関係ないものが含まれており、ギャンブル依存症とゲーム障害が区別されていない。</p>	<p>公営競技のオンライン投票による売上が伸びていることや、「オンライン」によるゲームにのめり込み、生活に支障をきたしている方からの相談や、受診される方も実際にあるといった「現状」について記載しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、案を一部修正しました。</p>
<p><b>【現状認識】</b></p> <p>IT 社会においてインターネットを殊更に悪いもののように扱うことには疑問を感じる。若年者はもとより高齢者にもメディアリテラシー教育の充実を図るべきではないか。</p>	<p>インターネットについては、現代社会において不可欠なものと認識しており、適切に利用することが重要と考えております。</p> <p>本計画では、インターネットによる公営競技のオンライン投票が大変身近となっていることに関し、関係事業者によるアクセス制限の強化や、オンラインによるギャンブルの特徴やリスクについて普及啓発を行うこととしております。</p>
<p><b>【現状認識】</b></p> <p>厚生労働省は現時点で「ゲーム障害」を疾病とはしていません。世界的に e-Sports 振興が広まる中、日本がこれに取り残されないよう、行政には慎重に取り扱っていただきたい。</p>	<p>WHO の ICD-11（2019 年 5 月第 72 回 WHO 世界保健総会採択、2022 年 1 月正式発効）で「ゲーム障害」が新たに疾患として追加されていることから、現状認識の説明に使用しております。</p> <p>また、オンラインによるギャンブル、ゲームについては、それらののめり込みから経済問題につながることもあり、そのプロセスや関連する問題に似たところがあるため、現状認識で記載しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、案を一部修正しました。</p>

A

C

A

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係  
電話 011-231-4111（内線 25-737）